

会長および副会長選出に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款の規定に基づき、学術集會に係る会長および副会長選出に関し、必要な事項を定める。

(立候補)

第2条 会長候補者となるには、理事が評議員5名以上の推薦を得たのち、公示期間内に立候補を理事長に届ける。

(選考)

第3条 理事長は、理事会に諮り、届け出のあった会長候補者を3名以内に選考し、これに順位をつけずに社員に前もって通知する。

- 2 公示期間経過後、会長候補が1名の場合は、理事会で審議し、社員総会で報告する。
- 3 公示期間経過後、会長候補が無い場合は、理事会で選出し、社員総会で報告する。

(選挙の方法)

第4条 会長の選挙は、社員総会または、郵送もしくは電磁的方法を用いて行い、次の各号に従う。

- (1) 選挙にあたっては理事長が評議員2名に選挙管理委員を委嘱し、選挙事務にあたらせる。
- (2) 投票は単記無記名とし、電磁的方法の場合は1名を選択する。
- (3) 以下の投票は無効とする。
 - 1) 郵送の場合は正規の用紙、電磁的方法では正規のフォーマット等を用いないもの。
 - 2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
 - 3) 所定の人数を超える氏名を記載したもの。
 - 4) 判読不能のもの。
- (4) 当選者の確定は次の各項に従う。
 - 1) 郵送または電磁的方法のどちらの場合も選挙管理委員の立ち合いのもと、開票を行う。
 - 2) 有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。
 - 3) 有効得票数1位の候補者が複数あるときは、これらの候補者について再投票を行い、有効得票数がもっとも多いものを当選者とする。

(選出時期)

第5条 会長の選出は、就任年度の5年前に行い、2年前から就任年度までは副会長として会務を担当する。

(会長の欠員)

第6条 会長が欠員になった場合、会長代行者の選出については理事会で審議する。

(改定)

第7条 この細則は理事会の議により改定することができる。

(附則)

この細則は、2005年10月3日から施行する。

この改定は、2006年5月16日から施行する。

この改定は、2014年1月1日から施行する。

この改定は、2014年8月11日から施行する。

この改定は、2020年4月27日から施行する。

この改定は、2020年10月29日から施行する。

この改定は、2021年2月11日から施行する。

この改定は、2021年6月28日から施行する。

この改定は、2021年12月10日から施行する。